

令和8年7月22日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03 - 6225 - 2161)

当社が取得した子会社株式等についての処分禁止の仮処分命令の送達について

令和8年6月26日に昭和ホールディングス株式会社への貸付金に対して担保権を行使し取得した子会社株式につき、令和8年7月17日に当該取得した株式を譲渡することを決議していましたが、本日、東京地方裁判所から当社が取得した子会社株式等について処分禁止の仮処分命令が送達されましたので、お知らせします。

記

1. 仮処分命令の内容

当社を債務者とする仮処分命令

① 裁判所・事件番号

東京地方裁判所令和8年(ヨ)第1955号仮処分命令申立事件

② 発令日

令和8年7月13日

③ 当事者

債権者：昭和ホールディングス株式会社

債務者：当社

④ 仮処分命令の内容(主文の要旨)

債務者は、別紙株式目録記載の株式について、譲渡及び質権の設定その他一切の処分をしてはならない。

⑤ 別紙株式目録

(1) 株式会社日本橋本町菓子処

普通株式 13,077株

(2) 明日香食品株式会社

普通株式 4,032株

(3) 昭和ゴム株式会社

普通株式 9,540株

(4) 株式会社ルーセント

普通株式 540株

2. 今後の見通し

当社といたしましては過去に実行した貸付金の正当な権利を行使したものであることから、当社が取得した子会社株式並びに当該株式の譲渡については効力が発生しているものと認識しております。本訴等があれば裁判所において確定することとなりますので当社の正当性を主張してまいります。今後開示すべき事項が明らかになった時点で速やかにお知らせいたします。

以 上